

令和6年3月

市営住宅入居者随時募集のご案内

○ 募集する住宅（全2戸）

- ・ 中里第3住宅……2戸（2人以上世帯）

所在地 中里二丁目1385番地17・3DK（3階）・平成6年築

○ 注意点

- ① バリアフリー仕様ではありません。
- ② エレベーターは設置されていません。
- ③ 新築住宅ではありません。

入居時期

別途調整になります

○ 申込受付期間

令和6年3月15日（金）から市営住宅随時募集を終了するまで

※先着順で受付を行い、募集戸数の上限に達した場合には、予告なく募集を終了
しますのでご了承ください。

申込みは都市計画課に電話（TEL042-497-2093）または下記QRコードからお申込みください。
※お電話の場合は、15分程度お時間いただきます。

【市営住宅募集案内HP】

【市営住宅入居申込みフォーム】



申込み・問合せ先 …………… 〒204-8511 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 TEL042-497-2093

目 次

入居の流れと入居資格

- 目次／申込み方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 申込みにあたっての注意・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 申込みから入居まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 今回募集する住宅／市営住宅の使用料のしくみ・・・・・・・・ 5～6 ページ
- 入居資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～8 ページ

所得金額計算の仕方

- 所得金額の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～15 ページ
 - 給与所得の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10～11 ページ
 - 事業所得の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ
 - 年金を受けている方・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 ページ
 - 特別控除について・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ

入居にあたっての注意・連絡先請書・申込書について

- 入居にあたっての注意／連絡先請書（緊急連絡先）の取り扱い・ 16 ページ

申 込 み 方 法

申込みは都市計画課に電話（Tel.042-497-2093）または下記の QR コードからお申込みください。
《申込受付期間》

- 電話の場合（15分程度お時間いただきます。）
※午前8時30分から午後5時まで受付（土・日曜日を除く）
- QRコードの場合

令和6年3月15日（金）から市営住宅の募集を終了するまで

【市営住宅募集案内 HP】

【市営住宅入居申込みフォーム】



申込みにあたっての注意

- 本誌に記載された入居資格、条件等を確認してお申込みください。
- 申込みは1世帯につき1地区です。1世帯で2地区以上の申込みをしたときは、全ての申込みが無効となります。
- 他の公的住宅の募集で、すでに当選・合格・登録されている方は、原則として申込みできません。ただし、同時期に募集された都営住宅に申込中の方でも、本誌の募集条件に合致していれば市営住宅にも申し込むことができます。
- 申込み後に、「申込み地区」「同居親族」「申込者」の変更はできません。

こんなときは…

- ① 申込み後に住所が変わってしまった。

最寄りの郵便局に「転居届」を提出し、郵送物（抽選番号、抽選結果の通知）が転居先で受け取れるように手続きをしてください。併せて、清瀬市都市計画課にご連絡をお願いします。

連絡先 清瀬市 都市整備部 都市計画課 都市計画係
042-497-2093

※「転居届」については最寄りの郵便局へお尋ねください。

申込みから入居まで

1 申込みから合格までの流れ

電話または清瀬市役所のホームページ
にある市営住宅の申込フォームで
申し込む



入居資格書類審査
●提出書類のご案内を送付します。
●期限内に審査に必要な書類をご提出ください。
特段の事情がなく、資格審査書類を提出されない
場合は、失格となります。
書類提出期限：提出書類のご案内送付から2週間
以内



失格・辞退



合格

* 先着順で受付を行い、募集戸数の上限に達した場合には、予告なく募集を終了しますのでご了承ください。

2 合格から入居までの流れ

資格審査 合格



入居説明会・内見
※合格通知発送後一ヶ月程度



入居開始
※入居説明会后一ヶ月程度

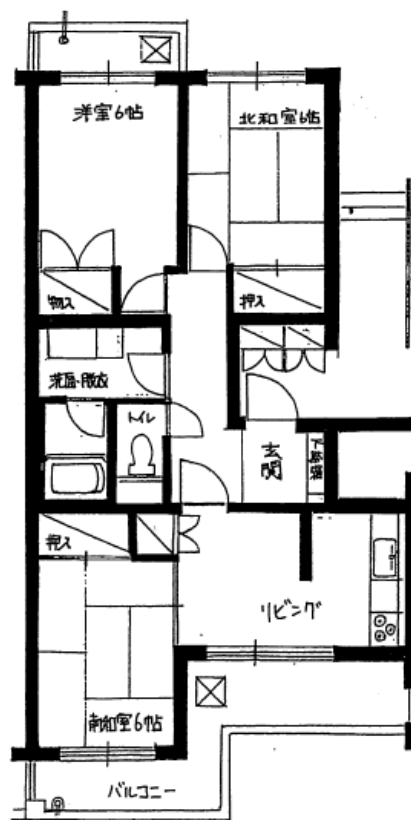
今回募集する住宅

募集住宅	募集地区	標準的な使用料(円)	間取り／専用面積	建築年
A (2人以上世帯)	中里第3住宅3階 角部屋	(一般区分) 31,000～46,200	3DK 63.1㎡	平成 6年
B (2人以上世帯)	中里第3住宅3階 角部屋	(特別区分) 31,000～60,900	和6・和6・洋6・DK	

- 一般区分・特別区分については、16ページの④入居資格所得金額基準表にあてはめてみまし
ようを参照し、各自判定してください。
- 使用料は世帯所得、住宅のある地域、広さ、建築年数等によって決まります。無所得の場合で
も住宅使用料はご負担いただきます。お支払いは原則、口座振替になります。
- 入居後の使用料は、毎年6月の収入申告により収入を認定し、翌年4月からの使用料を決定い
たします。

標準間取り図 ※この間取り図は標準図であくまでも参考ですので、実際と異なる場合があり
ます。実際と異なる場合、現況を優先します。

A・B：3DKタイプ



市営住宅の使用料のしくみ

市営住宅の使用料は、世帯の所得金額に応じた所得区分（一般区分は1～4区分、特別区分は1～6区分）と、住宅の立地条件、住宅の広さ、建築年数等に応じて決まります。

上記表内に記載のある標準的な使用料の欄について、一般区分使用料は下記表内の1区分の最低金額から4区分の最高金額を記載し、特別区分使用料は1区分の最低金額から6区分の最高金額を記載しています。

区 分	特別区分					
	一般区分				5 区分	6 区分
	1 区分	2 区分	3 区分	4 区分		
A・B地区 世帯年間所得金額 (2人世帯の場合)	0円～ 1,628,000円	1,628,001円～ 1,856,000円	1,856,001円～ 2,048,000円	2,048,001円～ 2,276,000円	2,276,001円～ 2,612,000円	2,612,001円～ 2,948,000円
使用料	31,000円	35,800円	40,900円	46,200円	52,800円	60,900円

※世帯人数が1人増えるごとに38万円を上記の世帯年間所得金額に加算してください。

入居資格

申込みには、申込みの時点で次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1. 清瀬市内に居住していること

申込者本人は、令和6年3月16日を基準に、清瀬市内に引き続き6ヶ月以上（令和5年9月16日以前から）居住している成年者（18歳未満の既婚者を含む）であること。外国人の方については中長期在留資格が確認できること。なお、18歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに婚姻ができる婚姻予定者を含みます（18歳未満の婚姻予定者は、法定代理人（親）の同意が必要）。

2. 世帯の所得が入居資格所得金額基準内であること

申込者の世帯の総所得が、16ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。11～16ページを参考にして、あなたの世帯の総所得を計算してください。

3. 滞納のないこと

申込み締切時に、「市税」（同居する家族分も含む）を滞納していないこと。また、現在居住している住宅家賃等の滞納がないこと。

4. 申込者及び同居親族が暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

5-1. 2人以上の世帯から申し込み可能（同居親族がいること）

以下の資格要件にあてはまること

- (1) 申込み時点で同居している親族との申込みが原則です。結婚・転勤・就職・独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) (1)のほか、次の方は申込できます。
 - (ア) 内縁関係の方との申込みは、申込み以前より同居していて、住民票の続柄欄に「未届の夫（または妻）」との記載がされており、法律上の配偶者がいないこと。
 - (イ) パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 申込者と婚約をしている方で現在、別に住んでいる場合は、入居手続きのときまでに婚姻が確認できること。
- (4) 外国人の方については、申込者と同居親族の全員が中長期在留者で、上記(1)～(3)のほかに申込み時点から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。申込み後に外国人登録をすることや、当選後に外国から親族を呼び寄せることは認められません。
- (5) 上記(1)～(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚成立を証明する必要があります。
※申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません（出生、死亡を除く）

6. 住宅に困っていること

- (1) 入居する方に、土地や建物の所有者がいる場合は申込みできません。（共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含む。）ただし、次のいずれかにあてはまる場合は申し込むことができます。
 - (ア) 住宅が著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - (イ) 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 入居する方に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいる場合（他の公的住宅の募集で、すでに当選・合格・登録されている方を含む）は申込みできません。

※ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込むことができます。

住宅	区分	資格要件				
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く）の負担月額が申込世帯全員の年間総収入額を月額に換算した額の20%以上であること				
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建て替えがすでに決定されていること。入居資格審査時にUR・公社からの証明書等で確認できることが必要です。				
	ひとり親世帯（母子・父子世帯）	申込者本人が配偶者のいない方（内縁・婚約者を含む）であり、同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること				
	高齢者世帯	申込者本人が60歳以上であり同居親族全員が次のいずれかにあてはまること ①配偶者（内縁および婚約者を含む） ②おおむね60歳以上の方（申込書配布期間に57歳以上の方） ③18歳未満の児童				
	心身障害者世帯	申込者本人、または同居親族が次のいずれかにあてはまること ①身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 ②重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） ④戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者				
	多子世帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が市営住宅に入居できること				
	生活保護または中国残留邦人支援給付受給世帯	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること				
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が以下の表にあてはまること				
		入居資格基準表				
		居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	※壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。
2人	30㎡未満	4人	50㎡未満			
3人	40㎡未満	5人	57㎡未満			
	通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかっており、市営住宅に入居することで片道30分以上短縮されること（身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道60分以上かかっていれば対象とします）				

所得金額の計算方法

① まず所得の種類を確かめましょう

給与所得とは・・・

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。例えば会社員、店員、日雇い、パート、事業専従者、アルバイトなどの所得をいいます。給与という「年収」とは、給与所得控除をする前の金額で「所得」とは異なりますのでご注意ください。

11～12ページをご覧ください

事業所得とは・・・

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。例えば自営業、外交員などの所得をいいます。これらからの所得は確定申告書でお確かめください。

14ページをご覧ください

年金所得とは・・・

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。恩給、遺族年金、障害年金は計算に含みません。

15ページをご覧ください

● 所得としないもの

次の収入は0円とし、所得となりません。

- ① 仕送り、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。
- ② 給与所得・事業所得については、申込み日現在に失業・廃業で収入がない場合には、申込み日以前に収入があっても所得金額を0円とします。
- ③ 申込み現在は収入があっても、令和6年12月末日までに、「結婚するため」または「現在妊娠中で出産をするため」のいずれかの理由により退職することが申込み現在に確定しており、かつ退職後無職・無収入となることを資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職年月日を記入の上、今年度の所得金額を0円にすることができます。

② 家族全員の所得金額の合計はいくらですか・・・？

世帯所得金額は、住宅に入居する**家族全員の「所得金額の合計」**で算定します。

入居する家族全員の所得金額を以下で計算します。

収入のある方の氏名	(所得金額) - 15ページの②の特別控除金額
	(円) - (円)
	(円) - (円)
合 計	円

特別控除金額

所得金額から差し引いてください。
詳しくは16ページをご覧ください。

15ページ①の
特別控除額

16ページの基準表
にあてはめる額

$$\text{円} - \text{円} = \text{円}$$

給与所得の方(会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等)

現在の勤め先へ就職した日が、令和5年1月1日以前の方

《 源泉徴収票のでる方 》

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所 又は 居住	清瀬市中里五丁目842 市役所アパート101号室		氏 名	(受給者番号) キヨセ タロウ
					清瀬 太郎
種 別	支 払 金 額	給 与 所 得 控 除 後 の 金 額	所 得 控 除 の 額 の 合 計 額	源 泉 徴 収 税 額	
給与・賞与	2,386,998	1,488,800			
控除対象配偶者	配偶者特別	扶養親族の数	障害者の数	社会保険料	生命保険料 損害保険料 住宅借入金等

年間総収入額

※この金額から特別控除を差し引いた額を市営住宅使用申込書に記入してください。

《 源泉徴収票のでない方 》

令和5年1月から令和5年12月までの税込支給額を合計した額が年間総収入額(年収額)になります。この額を下段の表中の年間総収入額から市営住宅の所得金額に換算します。

- ※ 2箇所以上から給与を受けている方は、各々の年間総収入額を合算した総額を下段の計算式で所得金額に換算してください。入居される世帯に2名以上の給与所得者がいる場合には、各々の所得を計算した後、合計した世帯合計所得額を出してください。
- ※ 病気により1ヶ月以上の収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。(現在、長期休職中の方は、休職前1年分の収入から所得計算となります。)

年間総収入額を市営住宅の所得金額になおす計算式(端数処理の方法は12ページ下段参照)

区分	年間総収入額	税法上の所得金額	市営住宅の所得金額	
A	551,000円未満	0円	0円	
	551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入額 ()円 - 550,000円 = ()円	税法上の所得金額 ()円	税法上の所得金額 -100,000円
	1,619,000円以上 1,620,000円未満		1,069,000円	969,000円
	1,620,000円以上 1,622,000円未満		1,070,000円	970,000円
	1,622,000円以上 1,624,000円未満		1,072,000円	972,000円
	1,624,000円以上 1,628,000円未満		1,074,000円	974,000円
	B	1,628,000円以上 1,804,000円未満	端数整理後の額 B ()円 × 2.4 + 100,000 = ()円	税法上の所得金額 ()円
1,804,000円以上 3,604,000円未満		端数整理後の額 B ()円 × 2.8 - 80,000円 = ()円	税法上の所得金額 ()円	
3,604,000円以上 6,600,000円未満		端数整理後の額 B ()円 × 3.2 - 440,000円 = ()円	税法上の所得金額 ()円	
C	6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入額 ()円 × 0.9 - 1,100,000円 = ()円	税法上の所得金額 ()円	

現在の勤め先へ就職した日が、令和5年1月2日以降の方

直近12ヶ月分の、あなたの月別
収入を記入してください

働いた年月	税込収入額	賞 与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合 計		

次の(1)(2)(3)からあてはまるケースを選び、収入を計算
します。

(1) 就職した日から12ヶ月経っている方

(申込時点からさかのぼって12ヶ月分までの合計)

収入計 賞 与 推定年収

円 円 円

(2) 就職した日から12ヶ月経っていない方

(申込時点までの収入計を働いた月数で割り、12倍して賞与を加算)

収入計 賞与 推定年収

円 円 円

$\frac{\text{働いた月数}}{\text{カ月}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年収}$

(3) 就職した日が最近で、まだ1ヶ月分の給料が支給されていない方

基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給
される固定的給料を12倍してください。

固定的給料 推定年収

円 円

$\text{固定的給料} \times 12 = \text{推定年収}$

年間総収入額

- ◎ 病気等により、1ヶ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。
- ◎ 2ヶ所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

次の区分により年間総収入額を所得金額に換算してください

※2カ所以上から給与を受けている方は、合算した総額を以下の年間総収入額とします。

年間総収入額が・・・

- (1) 0円～1,628,000円未満の方 **(11ページ下段の表 A区分へ)**
- (2) 1,628,000円～6,600,000円未満の方 ⇒端数処理します。

〈端数処理の方法〉

年間総収入額 ÷ 4 = A A の千円未満を切り捨てた額 = B **(11ページ下段の表 B区分へ)**

- (3) 6,600,000円～8,500,000円の方 ... **(11ページ下段の表 C区分へ)**

事業所得の方（自営業・外交員等）

① 現在の仕事を始めた日が、令和5年1月1日以前の方

(1) 確定申告をしている方

令和5年分の所得税の確定申告書B

〈第一表〉

所得金額	事業	①			1	4	0	0	0	0	0
	営業等	②									
	農業	③									
	不動産	④									
	利子	⑤									
	配当	⑥									
	給与	⑦									
	雑	⑧					8	8	8	0	0
	総合譲渡・一時 ヶ+(コ+サ) × 1/2	⑨			1	4	8	8	8	0	0
合計				1	4	8	8	8	0	0	

〈第二表〉

		続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与 (控除)額
氏名	清瀬 太郎	子	12月	円 800,000
生年月日	昭55. 7. 10			
氏名				
生年月日				
氏名				
生年月日				
専従者給与 (控除)合計額				800,000

⑨から⑧を差し引いた額が所得金額になります。

専従者給与を受けている人は、給与所得者として12～13ページの計算式で所得金額を計算します。

(2) 確定申告をしていない方は、令和5年1月から令和5年12月までの所得金額の合計となります。(資格審査時までには確定申告が済んでいることが必要です。)

② 現在の仕事を始めた日が、令和5年1月2日以降の方

直近12ヶ月分のあなたの月別の収入、必要経費、所得金額を記入してください。

働いた年月	収入金額	必要経費	所得金額
年月			円
月			円
月			円
月			円
月			円
月			円
月			円
月			円
月			円
月			円
月			円
月			円
合計			円

次の(1)(2)からあてはまるケースを選び、年間総収入額を計算します。

(1) 現在の仕事を始めた日から12ヶ月経っている方
〔申込時点からさかのぼって12ヶ月分の合計〕

推定所得金額 =

(2) 現在の仕事を始めた日から12ヶ月経っていない方

〔仕事を始めた翌月から申込時点の所得金額の合計を
営業した月数で割り、それを12倍します。〕

所得金額合計
(円)
営業した月数
(ヶ月)

× 12 =

推定所得金額
円

申込書の所得金額に記入します

※ 病気等により、1か月以上収入がなかった月がある場合は、その月を除いて計算してください

年金を受けている方

※ 年金等の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

※ 令和5年1月から令和5年12月までに支払いを受けたすべての年金などを合計し、以下の説明により「所得金額」に換算してください。ただし、「遺族年金」、「障害年金」は除きます。

① 令和4年12月以前から年金を受けている方

「令和5年分公的年金の源泉徴収票」などで確認してください。

「源泉徴収票」の場合

令和5年分公的年金等の源泉徴収票		郵便はがき
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	円 *****1,930,096	円 *****0
申告書の提出	本人	控除対象配偶者の有無等

204

東京都
清瀬

源泉徴収票に記載された金額(年金が複数の場合は合算)をもとに、下段の計算式で所得金額を計算してください。夫婦で年金がある場合は、夫、妻の所得を個々に計算してください。

② 令和5年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・支給額変更通知書」などで年金額をお確かめください。

すべての年金の支払金額または年間予定額の合計額を、下の表にあてはめて、「市営住宅の所得金額」に換算してください。年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、一人ひとり別に計算してください。

本人の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	市営住宅の所得金額
		(年金額の合計) 計算式 = (税法上の所得金額)	
65歳以上 (昭和34年3月16日以前の生まれ以前の生まれ)	1,100,000円まで	所得金額は 0円 となります	0円
	1,100,001円 ~3,299,999円	(円) - 1,100,000円 = (円)	税法上の所得金額 -100,000円
	3,300,000円 ~4,099,999円	(円) × 0.75 - 275,000 = (円)	
65歳未満 (昭和34年3月17日以降の生まれ)	600,000円まで	所得金額は 0円 となります	0円
	600,001円 ~1,299,999円	(円) - 600,000円 = (円)	税法上の所得金額 -100,000円
	1,300,000円 ~4,099,999円	(円) × 0.75 - 275,000 = (円)	

- ・ 計算結果を申込書の所得金額欄に記入します。
- ・ 年金のほかに収入のある方はそれぞれ所得金額を計算し、合計した金額を市営住宅使用申込書の所得金額欄に記入してください。
- ・ 年金収入額が4,100,000円以上の場合は、清瀬市都市計画課へお問い合わせください。

特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の（ア）～（エ）の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の（オ）または（カ）の場合はその方の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。市営住宅使用申込書の特別控除（記号）と書かれた欄に取得される控除の記号を書いてください。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの （申込者、同居親族、遠隔地扶養者が対象です。）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
（ア）老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方 （年齢に該当しても、本人は控除の対象になりません）	（エ）の特別障害者控除を受ける方は、（ウ）の障害者控除をあわせて受けることはできません。
（イ）特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
（ウ）障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
（エ）特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

② 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得から差し引くもの

申込者または同居親族に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
（オ）寡婦控除	27万円	夫と離婚した後、婚姻をしていない方で次の①および②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 夫と死別した後、婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。）	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
（カ）ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	

- ・公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日より、従前の「寡婦（寡夫）控除」の規程を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めます。
- ・「ひとり親控除」に該当する方は、「寡婦控除」の適用はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「寡婦控除」や「ひとり親控除」を受けることができません。
- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

表中の16歳以上23歳未満の人とは、平成13年3月17日～平成20年3月16日生まれの人

表中の65歳以上の人とは、昭和34年3月16日以前生まれの人

表中の70歳以上の人とは、昭和29年3月16日以前生まれの人

③ 家族の人数は何人ですか・・・？

所得基準表の家族数とは…



遠隔地扶養とは…市営住宅には入居はしないが遠隔地に住んでいる親や、地方に就学している子どもを扶養している場合、会社や税務署に「扶養親族数の申告」をしている事実をもって「遠隔地扶養者」とします。ただし、同居はしていませんので、実際に住む人数（入居する同居親族）には数えません。

生まれていない子は…出産する予定であっても、申込みのとき生まれていなければ、その胎児は家族数に含まれません。

④ 入居資格所得金額基準表にあてはめてみましょう

あなたの世帯の家族数、申込みをする家族全員の所得合計額を以下の所得基準表にあてはめ、確認してください。

入居資格所得金額基準表		
家族数	世帯所得金額	
	一般区分	特別区分
1人	0円～1,896,000円	0円～2,568,000円
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円

※家族人数が6人以上の場合は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

※この表の金額を超えた方は申込みできません。

※この表の金額は入居後も適用されます。この額を超えて所得を受ける方は、使用料の割増し、明渡し義務や明渡し請求が生じます。

上記の表の特別区分に該当する世帯とは・・・

- ① 心身障害者を含む世帯（身体障害者手帳1～4級、重度または中度の知的障害者、愛の手帳1～3度、精神障害者手帳1～2級、戦傷病者手帳）
- ② 申込者本人が60歳以上の世帯（世帯主が昭和39年3月16日以前の生まれ）で、同居親族全員が、60歳以上または18歳未満の児童（平成18年3月16日以降の生まれ）のみのいずれかに該当する世帯
- ③ 原子爆弾被爆者を含む世帯
- ④ 海外からの引揚者を含む世帯
- ⑤ ハンセン病療養所入居者等を含む世帯
- ⑥ 高校修了期までの子どもがいる世帯（同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。）

上記①～⑥に該当する場合は、特別区分の金額を参照してください。入居時に該当していても、入居後に該当者がなくなった場合は（転出・死亡・成長等）一般区分へ算定見直しを行います。その時に一般区分の上限額を超過していた場合には、使用料の割増しや明渡し義務が生じますのでご注意ください。

入居にあたっての注意

- 市営住宅は、住宅に困窮する方に対する居住用の住宅です。原則、居住用途外の使用目的（事務所、店舗、物置等）でご利用いただくことはできません。
- 室内・敷地内を問わず、ペットの飼育・持ち込みはできません。
- 市営住宅は、大勢の住人が暮らす集合住宅ですので「住宅自治会」を設けており、入居後は住宅自治会への加入・参加が必要です。自治会では、ゴミ当番や、清掃・美化活動、防災活動や自治会役員の持ち回り、自治会費の徴収等、居住者が守らなければならないルールを取り決めて運営を行っています。
- 入居するためには、連絡先請書、市営住宅入居同意書、市営住宅管理・修繕同意書の提出・保証金（使用料の2ヶ月分）の納付が必要です。
- 駐車場（有料）を設置してありますが、全戸数分は設置されていません。入居時に空きがない場合には借りられない場合がありますのでご承知おきください。使用にあたっては、市営住宅に入居する人を名義とする車両に対し駐車場使用の手続きを行います。市営住宅駐車場は原則1世帯1台となります。
- 都市型ケーブルテレビにより、地上デジタル放送の1, 2, 4, 5, 6, 7, 8の計7局を受信できます。これ以外のチャンネルや衛星放送（BS・CS等）の視聴を希望される方は、事業者と別途契約しご利用ください。
- インターネットを利用される際に選択できる接続方法は、電話回線・ケーブル回線・光回線です。利用したい方法が導入可能であるかは通信事業者にお問い合わせください。通信事業者によっては回線が引けない場合もありますので、必ず確認されてから契約してください。

連絡先請書(緊急連絡先)の取り扱い

入居時に、緊急連絡先を明記した「連絡先請書」の提出が必要となります。

- 緊急の際に、指定の連絡先へご連絡いたします。
 - 入居者が市営住宅の使用料を滞納している際に、緊急連絡先へお電話する場合があります。
- ※ 入居者は、連絡先請書に記入されている方が死亡したとき等の事由で変更するときは、新たな連絡先を定め、手続きをしていただきます。
- ※ 保証代行などの民間業者などでは受付していません。